

南島原市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和2年12月22日

南島原市監査委員 宮 崎 太

南島原市監査委員 吉 田 幸一郎

令和2年度

南 島 原 市

定期監査及び行政監査報告書

南島原市監査委員

令和2年度 定期監査及び行政監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

2 監査の対象

(1) 部局等

市民生活部	市民課、税務課、健康づくり課
農林水産部	農林課、水産課、農村整備課
建設部	建設課、管理課、都市計画課
環境水道部 (衛生局)	環境課、水道総務課、上下水道課 衛生業務課
会計管理者	会計課
農業委員会事務局	
教育委員会事務局 (小・中学校)	教育総務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課、 文化財課 西有家小学校、有馬小学校、有家中学校

(2) 範囲

令和2年度歳入歳出執行状況を基本とし、監査委員が必要と認める事業等については、過年度の執行分も対象とし監査を実施した。

過年度執行の事業等については、以下のとおりである。

- ① 旅費
- ② アートビレッジ・シラキノ事業

3 監査の期間

令和2年10月9日(金)から令和2年11月27日(金)まで

4 監査の着眼点

(1) 着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、効率的かつ効果的に行われているか、組織及び運営の合理化に努めているか、を主眼として実施した。

(2) 重点項目

- ① 補助金に関する事務の執行状況

- ② 随意契約に関する事務の執行状況
- ③ 旅費に関する事務の執行状況
- ④ 備品の管理状況（学校のみ）

5 監査の実施内容

監査の重点項目となる事務について、対象部局へ調査票の提出を求め、現地調査により関係書類の検査・照合を行うとともに、本書で示した監査の着眼点について、所管課長及び関係職員から説明を聴取した。

なお、監査の実施に当たっては、南島原市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠した。

第2 監査の結果

1 総 評

財務に関する事務の執行は補助金交付、随意契約、旅費を重点項目とし、行政事務の執行については事務手続きに主眼を置いて監査を実施した。

今後の行政運営に資するためにも、次のとおり総評する。

補助金交付については、申請手続きにおいて申請者から提出される申請書等の記載不備の事例が見受けられた。受付時には十分な書面の審査に努められたい。

また、補助金交付要綱で様式が定められているにもかかわらず、任意の様式で申請され決裁に至る事例が見受けられた。要綱にのっとり適正な補助金交付事務に努められたい。

随意契約については、業者を指定して契約する特命随意契約において、契約根拠の誤り及び1者選定理由が示されていない事例が見受けられた。正確な契約根拠であるか精査するとともに、同契約が契約方式の例外であることを十分認識した上で、施行令に基づく理由書を決裁の過程で添付し、市民への説明が行えるよう留意されたい。

同様に、緊急を要する修繕手続き等の場合も、業者選定理由を明確にされたい。

旅費については、県外及び県内で宿泊を伴う出張において、旅費に係る出張伺いに開催文書等の添付がない事例が散見された。

県外出張の場合は、人事課通達に基づき出張伺いに開催文書等の添付が必要である。県内で宿泊を伴う出張においても同様に開催文書等を添付し、支出事務の手引きに基づき支出伝票にも開催文書等の添付が必要である。

自発的な出張等により開催文書がない場合は、日時、場所、目的等を起案し、公

費による旅費の支出根拠を明確にされたい。

また、旅費の支出や精算が長期間経過して処理されている事例及び重複起票されている事例が見受けられた。重複起票については、単純な誤りですぐに戻入処理が行われていることが確認できた。未払いや重複支給などのリスクを回避するためにも、出張後、速やかに、概ね1か月以内に支出処理が済むよう、課内の管理体制の強化に努められたい。

備品管理については、対象とする小・中学校において現地調査を実施し、概ね適正な管理が確認された。今後も、学校の統廃合に伴う備品の移管や寄贈などについて、登録漏れや登録誤りがないよう努められたい。

アートビレッジ・シラキノ事業においては、平成30年9月にオープンした「南島原市アートビレッジ・シラキノ」（旧白木野小学校）の現地視察を行った。芸術文化活動（主に彫刻と版画）の拠点施設であり、市民が気軽に芸術文化に触れる機会の提供やアーティストと交流ができる場として整備されている。

この事業は平成28年度から始まり、拠点整備にかかった工事請負等の事業費は57,650千円であった。令和元年度の運営に係る事業費は12,653千円で、主なものは、委託料6,219千円、需用費3,655千円、備品購入費1,907千円であった。

所管課においては、今後、歴史的及び文化的資産が数多く存在している市の特性を活用し、より一層のPRを図り、効率的かつ効果的な事業展開及び市民サービスの向上に努められたい。

監査の結果、対象とする財務事務及び事業の管理については、概ね適正に執行されていたが、一部の部署において、事務手続きの検討又は改善を要望する事項や留意すべき事項が見受けられた。

以下に記載した「指摘事項」に関しては、必要な措置を講ずるとともに職員の指導監督に努められたい。改善の措置を講じたときは、法第199条第14項の規定に基づき、監査委員へ遅滞なく通知されたい。

「注意事項」に関しては、各課に共通する全般的な注意点について記載している。これについては、措置の状況報告を求めないが、今後とも関係法令等を遵守し適正な事務の執行に努められたい。

なお、すでに是正されているもの及び軽微な事項については、口頭で指導したので内容を省略している。

※この監査報告書において、法令等の略語は次のとおりとする。

地方自治法	・・・・・・・・・・・・・・・・	法
地方自治法施行令	・・・・・・・・・・・・・・・・	施行令

南島原市会計規則	・・・・・・・・・・・・・・・・	会計規則
南島原市補助金等交付規則	・・・・・・・・・・・・・・・・	補助金等交付規則
南島原市人事課通達	・・・・・・・・・・・・・・・・	人事課通達
南島原市支出事務の手引き	・・・・・・・・・・・・・・・・	支出事務の手引き

2 検討又は改善を要望する「指摘事項」

【農業委員会事務局】

(1) 補助金について

農業者年金受給者協議会補助金の申請において、要綱で定められている収支予算書の様式ではなく、総会で用いている任意の様式が使用されていた。要綱の通り、適正な補助金交付事務に努められたい。

3 「注意事項」

【市民生活部】

(市民課)

(1) 補助金について

市民から各支所へ提出される補助金申請書に添付する計画書等において、鉛筆書き・修正テープ使用などによる記載不備の申請書が見受けられた。会計規則では証拠書類について、鉛筆等の使用禁止を規定している。補助金等交付規則上、補助金支出審査に係る重要な書類であることを留意し、受付時には十分な書面の審査をするよう、申請者及び支所担当者への指導に努められたい。

(2) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

(税務課)

(1) 旅費について

年度当初の出張に対し、翌年5月の出納整理期間に支出処理が執行された事例があった。未払いや重複支給を回避するためにも、旅費の支出については、出張後、速やかに処理されるよう努められたい。

また、管理職においては、管理体制の強化に努められたい。

(2) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

(健康づくり課)

(1) 特命随意契約について

特命随意契約による1者選定理由の法的根拠誤りが見受けられた。正確な根拠の記載に努められたい。

(2) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

【農林水産部】

(農林課)

(1) 特命随意契約について

特命随意契約による1者選定理由の法的根拠誤りが見受けられた。正確な根拠の記載に努められたい。

(2) 旅費について

県外出張において、旅費に係る出張伺いに開催文書等の添付がない事例が見受けられた。人事課通達で示されているように開催文書等の添付が必要である。

また、自発的な出張等により開催文書がない場合は、日時、場所、目的等を起案し、公費による旅費の支出根拠を明確にされたい。

(3) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

(水産課)

(1) 見積書について

アングル蓋修繕契約において、当初の見積額に対して減額支出された事例があった。見積額の変更があった場合は、再度、見積を取り適正な支出事務に努められたい。

(2) 特命随意契約について

特命随意契約において、業者の選定理由が示されていない事例が見受けられた。発注者が業者を指定して契約を締結する場合は、理由書を付し施行令上の根拠を明確にした上で、適正な契約事務の執行に努められたい。

(3) 旅費について

県外出張において、旅費に係る出張伺いに開催文書等の添付がない事例が見受けられた。人事課通達で示されているように開催文書の添付が必要である。

また、自発的な出張等により開催文書がない場合は、日時、場所、目的等を起案し、公費による旅費の支出根拠を明確にされたい。

(農村整備課)

(1) 契約変更について

農道補修工事において、変更契約額が当初の契約額の2倍近い額になっている事例があった。変更契約の範囲内ではあるが、発注時に十分設計内容を精査し、適正な契約の締結に努められたい。

(2) 特命随意契約について

特命随意契約において、1者選定理由の法的根拠誤りが見受けられた。正確な根拠の記載に努められたい。

また、業者の選定理由が示されていない事例が見受けられた。発注者が業者を指定して契約を締結する場合は、理由書を付し施行令上の根拠を明確にした上で、適正な契約事務の執行に努められたい。

(3) 旅費について

県外出張において、旅費に係る出張伺いに開催文書等の添付がない事例が見受けられた。人事課通達で示されているように開催文書等の添付が必要である。

また、自発的な出張等により開催文書がない場合は、日時、場所、目的等を起案し、公費による旅費の支出根拠を明確にされたい。

【建設部】

(建設課)

(1) 特命随意契約について

特命随意契約において、1者選定理由の法的根拠誤りが見受けられた。正確な根拠の記載に努められたい。

(2) 旅費について

県外出張において、旅費に係る出張伺いに開催文書等の添付がない事例が見受けられた。人事課通達で示されているように開催文書の添付が必要である。

また、自発的な出張等により開催文書がない場合は、日時、場所、目的等を起案し、公費による旅費の支出根拠を明確にされたい。

(3) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

(管理課)

(1) 旅費について

県外出張において、旅費に係る出張伺いに開催文書等の添付がない事例が見受けられた。人事課通達で示されているように開催文書の添付が必要である。

また、自発的な出張等により開催文書がない場合は、日時、場所、目的等を起案し、公費による旅費の支出根拠を明確にされたい。

(都市計画課)

(1) 監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

【環境水道部】

(環境課)

(1) 旅費について

県外出張において、旅費に係る出張伺い開催文書等の添付がない事例が見受けられた。人事課通達で示されているように開催文書の添付が必要である。適正な旅費の支出事務に努められたい。

(水道総務課)

(1) 特に指摘する事項等はなかった。

(上下水道課)

(1) 特命随意契約について

契約事務において、起工伺いの手続きが行われていなかった事例が見受けられた。適正な契約事務に努められたい。

(衛生業務課)

(1) 見積書について

ごみ収集車の修繕において、見積書の提出を求めず、請求書のみで修繕されていた事例が見受けられた。緊急のことではあるが、修繕業者に対して見積書の提出を求められたい。

(2) 修繕について

ごみ処理施設の修繕について、業者の選定理由が示されていなかった。発注者が業者を指定する場合は、理由書を付し施行令上の根拠を明確にした上で、適正な支出事務の執行に努められたい。

(3) 長期継続契約について

長期継続の契約書に、長期継続に伴う特記事項書の添付がなかった。適正な契約事務に努められたい。

(4) 旅費について

県外出張において、旅費に係る出張伺いに開催文書等の添付がない事例が見受けられた。人事課通達で示されているように開催文書の添付が必要である。

また、自発的な出張等により開催文書がない場合は、日時、場所、目的等を起案し、公費による旅費の支出根拠を明確にされたい。

(5) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

【会計管理者】

(会計課)

(1) 特に指摘する事項等はなかった。

【農業委員会事務局】

(1) 随意契約について

パソコン購入の見積合わせによる契約で、法的根拠誤りが見受けられた。正確な根拠の記載に努められたい。

(2) 予定価格について

予定価格調書の作成を省略できる案件について、予定価格を設定していない事例が見受けられた。調書の作成は省略できるが、決裁時に「予定価格は設計価格とする。」旨の記載を行い、適正な契約事務に努められたい。

(3) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

【教育委員会事務局】

(教育総務課)

(1) 修繕の契約について

有馬小学校運動場校旗台の修繕において、当初の見積額に対して増額支出をしていた事例があった。見積額の変更があった場合は、再度、見積を取り適正な支出事務に努められたい。

(2) 旅費について

県外出張において、旅費に係る出張伺いに開催文書等の添付がない事例が見受けられた。人事課通達で示されているように開催文書の添付が必要である。

また、自発的な出張等により開催文書がない場合は、日時、場所、目的等を起案し、公費による旅費の支出根拠を明確にされたい。

(3) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

(学校教育課)

(1) 随意契約について

見積合わせによる契約で、業者選定理由の法的根拠誤りが見受けられた。正確な根拠の記載に努められたい。

(2) 旅費について

県外出張において、旅費に係る出張伺いに開催文書等の添付がない事例が見受けられた。人事課通達で示されているように開催文書の添付が必要である。適正な旅費の支出事務に努められたい。

(3) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

(生涯学習課)

(1) 特命随意契約について

特命随意契約による1者選定理由の法的根拠誤りが見受けられた。正確な根拠の記載に努められたい。

(2) 旅費について

県外出張において、旅費に係る出張伺いに開催文書等の添付がない事例が見受けられた。人事課通達で示されているように開催文書の添付が必要である。

また、自発的な出張等により開催文書がない場合は、日時、場所、目的等を起案し、公費による旅費の支出根拠を明確にされたい。

(スポーツ振興課)

(1) 随意契約について

見積合わせによる契約で、業者選定理由の法的根拠誤りが見受けられた。正確な根拠の記載に努められたい。

(2) 旅費について

県外及び県内で宿泊を伴う出張において、旅費に係る出張伺いに開催文書等の添付がない事例が見受けられた。人事課通達で示されているように、開催文書等の添付が必要である。

また、自発的な出張等により開催文書がない場合は、日時、場所、目的等を起案し、公費による旅費の支出根拠を明確にされたい。

(3) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

(文化財課)

(1) 特命随意契約について

特命随意契約において、1者選定理由の法的根拠誤りが見受けられた。正確な根拠の記載に努められたい。

また、業者の選定理由が示されていない事例が見受けられた。発注者が業者を指定して契約を締結する場合は、理由書を付し施行令上の根拠を明確にした上で、適正な契約事務の執行に努められたい。

(2) 旅費について

県外出張において、旅費に係る出張伺いに開催文書等の添付がない事例が見受けられた。人事課通達で示されているように開催文書の添付が必要である。

また、自発的な出張等により開催文書がない場合は、日時、場所、目的等を起案し、公費による旅費の支出根拠を明確にされたい。

(3) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

【小・中学校】

(西有家小学校)

(1) 特に指摘する事項等はなかった。

(有馬小学校)

(1) 特に指摘する事項等はなかった。

(有家中学校)

(1) 特に指摘する事項等はなかった。